

● 単純外国人労働者の受け入れ拡大へ

日経新聞 6月6日の朝刊は、安倍総理大臣が6月5日の経済財政諮問会議において、新たな外国人労働者受け入れ拡大策を表明し、菅官房長官及び上川法務大臣に制度設計に向けた詳細な条件の設定等を指示したと報じた。2025年ごろまでに人手不足に悩む建設・農業などの5分野で50万人超の外国人就労を想定し、日本語が苦手でも就労を認め、幅広い労働者を受け入れるのが特徴だ。日本経済が直面する深刻な人手不足を背景に、単純労働分野における外国人への事実上の門戸開放に踏み切る。政府が6月中旬に閣議決定する経済財政運営の基本方針（骨太の方針）に明記する。今後原案を基に、詳細な条件などを詰める。

これまで日本の外国人受け入れ政策は、治安面などへの配慮から高度な専門知識を持つ外国人に限定してきた。実質的な単純労働分野の受け入れは約70職種の技能実習生にとどめ、他の就労資格と厳格に区別していた。

技能実習制度は最長5年の研修を認めるものの、研修期間を終えると本国に帰国しなければならない、人手不足に悩む企業側からは不満が出ていた。政府は人手不足に対処するため2019年4月以降に技能実習の修了者には、技能実習で得た経験を活かして国内で仕事を続けられるよう、新たに最長5年間の就労資格を得られるようにする。このため、19年4月に建設、農業、宿泊、介護、造船業の5分野を対象として「特定技能評価試験」（仮称）を新設し、日本語と技能の試験を実施するが、日本語能力の基準は原則、日本語能力試験の「N4」とする。「N1」～「N5」の上位から4番目で「ややゆっくりとした会話がほぼ理解できる」水準とするが、建設と農業については、「N4まで求めない」として、さらに日本語が苦手な人でも受け入れる方針だ。

このような制度設計には課題も多いと思われる。第一に、今の技能実習制度は建前上は技能の習得を通じて、外国人労働者が自国に戻った後、その技能を自国において発揮できるようにする国際貢献の仕組みとされているが、実際には単純労働の受け入れに利用されているとの批判が多いこと、第二に、就業のあっせんが民間業者団体等に委ねられ、ハローワークを通じるものになっていないため、本人の希望に見合った円滑な就業・転職が阻害されていること、第三に、東南アジアでも、人口の高齢化が進行しつつある中で、若年の外国人労働者に、5年から10年の期間を限り、特定業種での単身の就労を強いることになり、10年後には帰国を義務づけるような仕組みが果してサステイナブルかどうかという問題などである。外国人就労の拡大が当面の人手不足への対応策を重視するあまり、長期的に安定性を持ち得る持続可能なものなのかどうかの検証が欠かせないと思われる。